



収益事業をする場合にかかる税金

<注> 行おうとする事業が、国内で継続的に事業場を設けて実施され、税法で定められた34種類の収益事業に該当する場合

国税	・法人税①
県税	・法人県民税 (均等割②および法人税割③)
市税	・法人事業税④
	・法人市民税 (均等割⑤および法人税割⑥)

基本は6つ。下線は赤字のときは課税されないけどね

イッパイアルヨ...フ〜



【編集・発行】
周南市市民活動支援センター
 〒745-0034 周南市御幸通2丁目28番地
 周南市市民交流センター(徳山駅ビル)3階
 TEL:(0834)33-7700 FAX:(0834)31-3711
 Eメール:shienccent@city.shunan.lg.jp
 ホームページ:インターネットの検索ページから検索!
 周南市市民活動支援センター **[検索]**

【発行日: 2012年4月27日】